

資料3 水泳指導のあり方について

I 本市における水泳指導の目的

○ライフセービングスイミング

- ・水の危険から命を守る運動能力を身につける
- ・全身の持久力や体の使い方を身につける
- ・水難事故に遭ったときに落ち着いて行動できる

○授業の中で、こどもに水遊びや泳ぐ楽しさを体験させることで、生涯スポーツとして取り組むことのできる素地を養う

2 現状

- ・ 6月中旬～9月上旬 基本は週3時間実施
(小学校20回程度、中学校15回程度)
- ・ 夏季休業中 小学校12回、中学校5回実施

3 水泳に関する取組み

- ・ 市立小学生が6年間で100m泳ぐことができることをめざしている
- ・ 夏季休業期間中の水泳指導
練習時間の確保、長期休業中のこどもの様子を把握
- ・ 小学校連合水泳大会
6年間培った力を発揮する場であり、他校との交流の場となっている
- ・ 着衣水泳
事故の未然防止、水の危険から身を守る行動をとることができる

4 茨木市立小中学校における熱中症対策ガイドライン (R6.6)

○市立小中学校における対応について

(1) 活動場所における測定値が31℃を超えた場合、体育の授業、運動部活動、運動を伴う教育活動等を中止する。

(小学校は「こども」中学校は「通常」の数値を基準とする)

○熱中症警戒アラートが発令された場合の対応について

(1) 翌日に予定されている行事の開催可否、内容の変更等について判断の参考とする。

(2) 当日の状況が予測と異なる場合もあるため、体育の授業、運動会等の行事を予定どおりに開催するか、内容を変更して実施するか判断する。

(3) 夏休み期間中、プール指導の前日に熱中症警戒アラートが発令された場合、前もって中止にすることも可能とする。

○登下校における対応について

登下校時に暑さ指数が31℃を超える日があることが予想されるので、熱中症対策の指導を徹底し、各校の状況に応じ、以下を参考に工夫して対応すること。

(例) 下校時に児童生徒の体調を確認し、少しでも体調がすぐれない様子がみられる場合は、気温が下がるまで学校で待機させたり、保護者に連絡したりするなど、体調管理を徹底する。

○暑さ指数計の使用について

- (1) 環境省の「熱中症予防情報サイト」を参考にし(大阪(大阪)の観測地点における暑さ指数(WBGT)が31℃を超えた場合、あるいは超えそうな場合(1日の予想で暑さ指数(WBGT)が29℃以上になる時間帯が出ている時)、各校配備の暑さ指数計を使用する。
- (2) 環境省の「熱中症予防情報サイト」の情報提供が開始された日から暑さ指数の確認を行う。

5－① 業務委託した場合の効果と課題

【効果】

- 屋内プールの使用により、熱中症対策になる
- 気温や天候に左右されず、計画的に実施できる
- プール清掃、維持管理に係る教員負担が軽減される
- 教員がインストラクターの指導方法を学べ、指導力を高めることができる

【課題】

- ▲交通渋滞等により、泳げないケースがある
- ▲例年の水泳回数が減り、泳力に影響が出る
- ▲教員の意識低下につながる恐れがある
- ▲夏以外の時期に実施する他の体育活動に影響

5－② 学校プールを使用する場合の効果と課題

【効果】

- 普段のこどもの様子をふまえた評価を行うことができる
- 教員同志が日常的にこどもの泳力について話し合うことで、伸ばしたい力を共有し指導することができる
- たくさんの回数を泳ぐことができる
- 校内プールを自由（時間、機会）に活用できる

【課題】

- ▲熱中症対策が必要になる
- ▲気温や天候に左右される
- ▲教員の健康に影響がある
- ▲清掃、管理等教員の負担がある